

医療機関の皆様へ

従前からお知らせしているとおり、政府の方針によりまして、令和5年10月を目途に労災補償課分室へFAXの使用ができなくなります。

これにより、現在FAXをご利用の医療機関におきましては、郵送もしくは下記の電子メール(送信専用のアドレス)の活用をお願いいたします。

なお、個人情報漏洩防止の観点から、電子メールで回答をいただく場合には、必ずPDFに変換の上、パスワードを付与していただきますようお願いいたします。

電子メールで提出される場合、事前に連絡いただけましたらパスワードをお伝えいたします。

メールアドレス: 34rousai@mhlw.go.jp

郵送で提出いただく医療機関におかれましては、今までと変更はありません。

広島労働局労働基準部

労災補償課分室